

沼田町強靱化計画

令和2年3月
沼田町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	沼田町強靱化の基本的考え方	
1	沼田町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	沼田町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	23
2	施策推進の指標となる目標値の設定	23
3	推進事業の設定	23
	【沼田町強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	35
2	計画の推進方法	35
【別表】	沼田町強靱化のための推進事業一覧	36

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、沼田町においても、大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

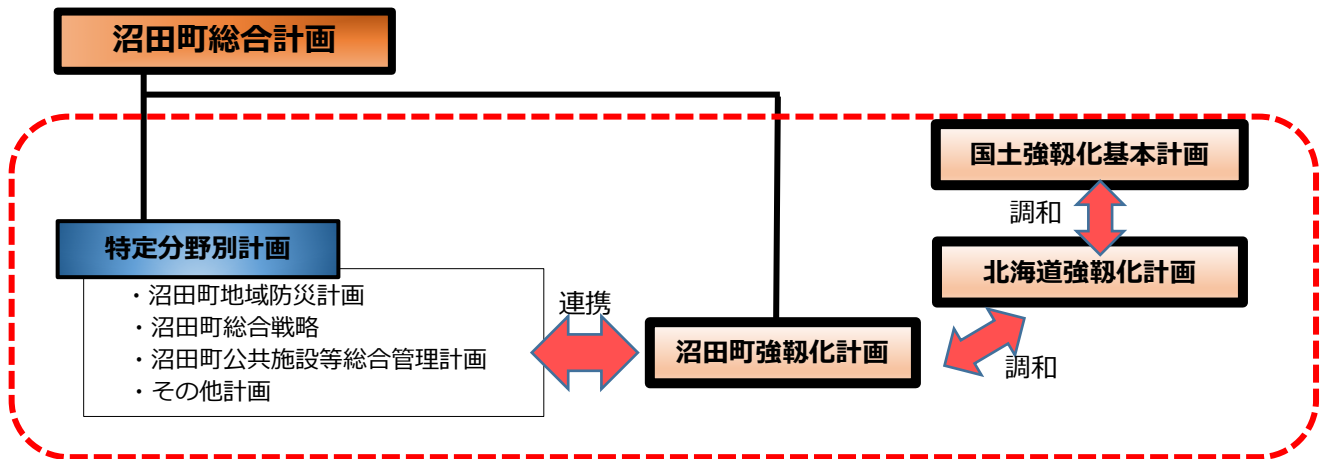
この間、沼田町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「沼田町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、沼田町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、沼田町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「沼田町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、沼田町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 沼田町強靱化の基本的考え方

1 沼田町強靱化の目標

沼田町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

沼田町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、沼田町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の5つを沼田町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

沼田町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- (4) 迅速な復旧復興がなされること
- (5) 町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献すること

2 本計画の対象とするリスク

沼田町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と沼田町の社会経済システムを守る」という観点から、沼田町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（５）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、沼田町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 沼田町における主な自然災害リスク

（１）地震

沼田町から月形町に至る増毛山地東縁断層帯、及び沼田町から砂川市に至る沼田一砂川付近の断層帯が分布している。

過去には沼田町付近の直下型地震（1986年）による84世帯の一部破損、空知地方直下型地震（1995年）による22,000千円の損害などがあり、北海道胆振東部地震（2018年）では震度4を観測、町内全域で停電が発生した。

（２）火山噴火

道内の常時観測火山（9火山：雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽）の周辺には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰の可能性がある。

（３）豪雨／暴風雨／竜巻

前線による大雨（1988年）により、床上・床下浸水299世帯、田畑1,006haの浸水等計5,589,000千円の損害を受けるなど、低気圧、前線、台風による水害や暴風被害が発生している。

（４）豪雪／暴風雪

豪雪地帯に指定されており、大雪や吹雪による交通障害が発生している。

2011年から2012年には、過去最大降雪量となる1,389cmを記録している。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3 程度、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 以上、30 年以内に 70～80%
- 被害想定 …… 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、
建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

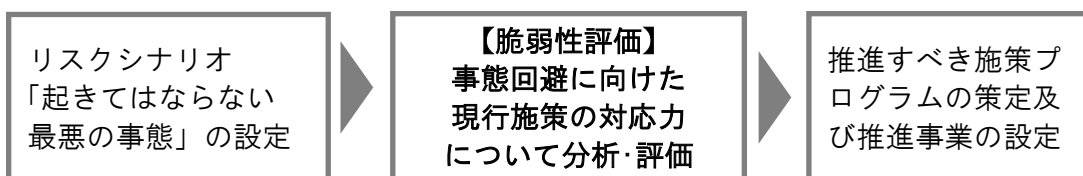
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

沼田町としても、本計画に掲げる沼田町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、沼田町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた沼田町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など沼田町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、沼田町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、66.1%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校(100%)、医療施設(100%)、社会福祉施設(100%)、社会体育施設(75%)などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しており、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「沼田町公共施設等総合管理計画」(平成29年3月策定)に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「沼田町公営住宅等長寿命化計画」(平成25年3月策定)等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 災害時の対応拠点として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・住宅の耐震化率 約66.1%(H22)
- ・小中学校の耐震化率 約100.0%(H24)
- ・医療施設の耐震化率 約100.0%(H29)
- ・社会福祉施設の耐震化率 約100.0%(H13)
- ・社会体育施設の耐震化率 約75.0%(H23)
- ・指定緊急避難場所8箇所、指定避難所12箇所

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 沼田町は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。
- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は北海道の実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、急傾斜地及び土石流ハザードマップを作成し、周知する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 道内の常時観測火山 9火山 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
- ・ 土砂災害警戒区域指定数 土砂災害警戒区域 8箇所（R1）
- ・ 土石流ハザードマップの作成状況 作成済み（H29）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 防災のしおり（ハザードマップ）を作成・配布しているが、町民に対して周知の推進を図り、防災訓練等の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、浚渫や伐木による河川流下能力の維持確保及び除排施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成済み（H29）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道路点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 要対策箇所無し

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 備蓄状況 毛布類 50 枚 (R1)
発電機 13 台 (R1)
暖房器具 26 台 (R1)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」（平成26年7月策定）、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）」（平成28年8月策定）を作成しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段として防災行政無線だけでなく、ホームページや「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LANを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、効果的な運用を図る必要がある。

（防災教育の推進）

- 防災教育の推進に向けて、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 避難行動要支援者計画の策定状況 未策定（R1）
- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 土砂災害編策定（H26・H27修正）
水害編策定（H28）
- ・ 防災訓練等の実施回数 1回（R1）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減に配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数 11件 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊旭川駐屯地（第2特科連隊等）との連携をさらに図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の拡充について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 85人（R1）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、実災害を想定した実動訓練を各機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入などの災害時の医療拠点の機能を確保するため、町立沼田厚生クリニックにおいて応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的な予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町立沼田厚生クリニックにおける災害実動訓練 未実施（R1）
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 1期 65.0%（R1）
2期 93.8%（R1）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、自家発電が設置されていない施設にも、自家発電機や外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、各行政機関との間で協定を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

(行政情報等のバックアップ体制の整備)

- 本道は、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した環境を有しており、こうした立地環境の優位性を活かし、政府や自治体が所有する行政情報のバックアップ先としての機能が担えるよう所要の取組を促進する必要がある。また、災害時における政府機能の首都圏外での代替場所として、札幌市が候補地の一つとして例示されていることなども踏まえ、今後、政府の取組状況を見極めながら、所要の対応を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 100% (R1)

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、北海道と北海道石油業協同組合連合会との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（H23）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農家戸数 154 戸 (R1)
- ・ 耕作面積 37,666.8ha (R1)
- ・ 認定農業者への農地集積率 93% (R1)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の老朽化対策等）

- 施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画を策定し、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 0% (R1)
- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済 (H28)
- ・ 下水道施設ストックマネジメント計画の策定状況 未策定 (R1)
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 0% (R1)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を進め、災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、沼田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道などの関係機関と連携し、必要な検討・取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の予防保全率 6% (R1)
- ・ 橋梁の点検率 100% (R1)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済み (H25)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における事業推進体制の強化)

- 町内企業の事業継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・新規立地企業（法人） 0件（R1）
- ・事業継続力強化支援計画 策定中（R1）
- ・町内企業の事業継続計画 未策定（R1）

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次被害を防止するため、ハザードマップの作成等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ため池の点検・診断の実施割合 100% (R1)
- ・ため池のハザードマップの策定割合 100% (R1)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町の全面積の約73%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 10,744.13ha (R1)
- ・町有林において多様な方法で更新する人工林の面積 190.92ha (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と沼田建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、沼田建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設土木業の担い手確保)

- 町内の建設土木業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は、2割未満(R1、沼田町商工会把握事業所分のみ)と低い水準にあり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町内建設土木業就業者における15～29歳の構成比
※沼田町商工会で把握している8事業所分 16.2% (R1)

第4章 沼田町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、沼田町における強靱化施策の取組方針を示す「沼田町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、沼田町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【沼田町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載。
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「沼田町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「沼田町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

《指 標》

- ・ 住宅の耐震化率 約 66.1% (H22) → 95.0% (R5)
- ・ 小中学校の耐震化率 約 100.0% (H24) → 100.0%を維持 (R5)
- ・ 医療施設の耐震化率 約 100.0% (H29) → 100.0%を維持 (R5)
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 約 100.0% (H13) → 100.0%を維持 (R5)
- ・ 社会体育施設の耐震化率 約 75.0% (H23) → 95.0% (R5)
- ・ 指定緊急避難場所 8 箇所、指定避難所 12 箇所 → 必要に応じて整備

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 火山噴火警戒情報について、降灰による町民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害ハザードマップの作成を促進し、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の周知を図る。

《指 標》

- ・土砂災害警戒区域指定数 土砂災害警戒区域 8箇所 (R1) → 指定を推進
- ・土石流ハザードマップの作成状況 作成済み (H29) → 必要に応じて更新

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、国や道からの情報提供を受けながら、洪水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 浸水被害軽減のため、排水機場などの計画的な整備を推進する。

《指 標》

洪水ハザードマップの作成状況 作成済み (H29) → 必要に応じて更新

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保)

- 管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率
 要対策箇所無し → 必要に応じて対策

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

《指 標》

・ 備蓄状況 毛布類 50 枚 (R1) → 必要に応じて追加
 発電機 13 台 (R1) → 必要に応じて追加
 暖房器具 26 台 (R1) → 必要に応じて追加

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、町における衛星携帯電話等の整備など、通信手段の多重化を促進する。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Ｌアラート（公共情報commons）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

（防災教育の推進）

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

- ・ 避難行動要支援者計画の策定状況 未策定 (R1) → 策定 (R5)
- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
土砂災害編策定 (H26・H27 修正) → 必要に応じて更新
水害編策定 (H28) → 必要に応じて更新
- ・ 防災訓練等の実施回数 1 回 (R1) → 継続的に実施

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

《指 標》

・ 防災関係の協定件数 11件 (R1) → 必要に応じて締結

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防機関の災害対応能力の強化に向け、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

《指 標》

・ 消防団員数 85 人 (R1) → 現状の団員数を維持 (R5)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 町立沼田厚生クリニックの災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練の実施を検討する。
- 町立沼田厚生クリニックにおける災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

・ 町立沼田厚生クリニックにおける災害実働訓練

未実施 (R1) → 実施 (R5)

・ 予防接種法に基づく予防接種 (麻しん・風しんワクチン) の接種率

1期 00% (R1)

2期 00% (R1) → 100% (R5)

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な、庁舎の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

(広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

《指 標》

・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 100% (R1) → 100%を維持 (R5)

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 北海道と北海道石油業協同組合連合会の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を推進する。

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農業施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

《指 標》

- ・ 農家戸数 154 戸 (R1) → 担い手確保に対する支援を推進
- ・ 耕作面積 37,666.8ha (R1) → 現状を維持
- ・ 認定農業者への農地集積率 93% (R1) → 現状を維持

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道BCPに基づく取組とともに、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

《指 標》

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 0% (R1) → 耐震化の推進 (R5)
- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済 (H28) → 必要に応じて更新
- ・ 下水道施設ストックマネジメント計画の策定状況
未策定 (R1) → 策定 (R5)
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率
0% (R1) → 下水道ストックマネジメント計画を策定し対策を推進 (R5)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の機能維持・強化)

- 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。

《指 標》

- ・ 橋梁の予防保全率 6% (R1) → 10% (R5)
- ・ 橋梁の点検率 100% (R1) → 100%を維持 (R5)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況
策定済み (H25) → 更新予定 (R5)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。

《指 標》

- ・新規立地企業（法人）件数 0件（R1） → 1件（R5）
- ・事業継続力強化支援計画 策定中（R1） → 策定（R5）
- ・町内企業の事業継続計画 未策定（R1） → 7事業所策定（R5）

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、ハザードマップの作成を促進する。

《指 標》

- ・ため池の点検・診断の実施割合 100%（R1） → 100%を維持（R5）
- ・ため池のハザードマップの策定割合 100%（R1） → 100%を維持（R5）

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積
10,744.13ha（R1） → 現状を維持（R5）
- ・町有林において多様な方法で更新する人工林の面積
190.92ha（R1） → 現状を維持（R5）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画について、国、道の計画との整合を図りながら早期に策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1) → 策定 (R5)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

《指 標》

- ・ 町内建設土木業就業者における 15～29 歳の構成比
※沼田町商工会で把握している 8 事業所分 16.2%(R1) → 現状を維持(R5)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和元年から令和5年まで）とする。

また、本計画は、沼田町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、沼田町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 沼田町強靱化のための推進事業一覧

担当課	事業名	リスクシナリオNo.
総務財政課	防災のしおり（ハザードマップ）作成事業	1-2、1-3
	防災用物品購入事業	1-5
	防災研修事業	1-6
	陸上自衛隊沼田分屯地の施設拡充等	2-2
産業創出課	沼田町サテライトオフィス設置促進事業	5-1
	賃借型企業立地促進事業	5-1
	事業継続力強化支援事業	5-1
	矯正施設（刑務所）誘致事業	5-1
農業推進課	雪冷熱エネルギーを活用した食糧貯蔵流通基地の設置（北海道の特性を活かした流通型食糧備蓄システムの構築）及び研究機関試験地事業	2-1、4-2
	道営土地改良事業（農地整備事業）（中部西）	4-2、6-2
	道営土地改良事業（農村地域防災減災事業）	4-2、6-1、6-2
	道営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）	4-2、6-2
	道営土地改良事業（農地整備事業）（中部東）	4-2、6-2
住民生活課	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業）	1-1
	防災・安全社会資本整備交付金（公営住宅等整備事業）	1-1
保健福祉課	予防接種事業	2-3
建設課	防災・安全社会資本整備交付金	1-1、1-3、1-4
	真布川河川改修事業	1-3
	雨竜川河川整備事業	1-3
	石田川河川改修事業	1-3
	一般道道沼田妹背牛線自発光式矢羽根等の視認性確保施設設置事業	1-4、4-4
	社会資本整備総合交付金（下水道施設更新等）	4-3
	一般道道峠下沼田線整備事業	4-4
	一般道道達布石狩沼田停車場線整備事業（橋梁架橋整備等）	4-4
	橋梁事業個別補助金（名称未定）	4-4

沼田町強靱化計画

令和2年3月発行

沼田町総務財政課

TEL 0164-35-2111

FAX 0164-35-2393

e-mail: soumu@town.numata.lg.jp